

## 配偶者特別控除

### 内助の功に「減税」 62年分の所得税から適用

家庭の主婦も夫が所得を得るのに貢献していること、配偶者控除の対象とならないパート収入が90万円を超えるような主婦にも税の軽減が行われることなどを考え、主としてサラリーマン世帯の税負担を調整するため設けられた制度です。従来の配偶者控除とは別枠の所得控除の一つとして認めることとされています。

#### □控除を受けられる要件

- ①納税者の合計所得金額が800万円（給与収入1,010万円）以下であること
- ②生計を一にする配偶者であること（他の納税者の扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）

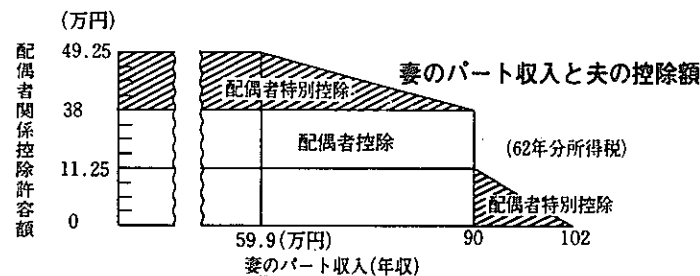
#### □控除額の計算

- ① その配偶者が控除対象配偶者に当たる場合  

$$112,500円 - \left( \frac{\text{給与所得等の合計額} + \text{給与所得等以外の所得の合計額} \times 3.3}{33} \right) \times \frac{11.25}{33}$$
 ⇒配偶者特別控除額
- ② その配偶者が控除対象配偶者に当たらない場合  

$$112,500円 - \left( \frac{\text{給与所得等の合計額} + \text{給与所得等以外の所得の合計額} \times 3.3 - 330,000円}{33} \right) \times \frac{11.25}{33}$$
 ⇒配偶者特別控除額（赤字の場合は0）

(注) 1 「給与所得等」とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。



## 住宅取得特別控除

### 住宅を新築、購入した人は 5年間、特別控除が受けられます

持ち家取得をさらに促進するため、期間がこれまで(3年間)より2か年延長されました。62年1月1日以後の入居から5年間、特別控除が受けられます。

※サラリーマンが特別控除を受けるには、1年目は確定申告が、2年目以降は税務署から送られた「年末調整のための住宅取得特別控除証明書」などの書類が必要。

#### □控除を受けられる要件

- ①61年1月1日から62年12月31日までの間に入居（新築または購入した日から6か月以内に入居した場合に限る）し、引き続き自分が住むために使っていること。受けられるのは入居した年から5年間（61年12月31日以前に入居した人は3年間）
- ②床面積が40平方メートル（12.1坪）以上、200平方メートル（60.5坪）以下であること。中古住宅の場合はこのほか木造は築後10年以内、耐火構造は築後15年以内であること
- ③家屋の新築工事の請負代金または購入代金を支払うに際し、民間金融機関や公的機関の住宅金融公庫、公務員共済組合などの住宅ローンを利用していること

- ④住宅ローンなどの返済期間が10年以上にわたるもので、かつ、月賦のように分割して返済する方法によるものであること
- ⑤次のような所得税の特例の適用を受けていないこと
  - 居住用財産の譲渡所得の特別控除
  - 居住用財産の買い換えの場合の長期譲渡の課税特例
- ⑥その年の合計所得金額が1,000万円以下であること

#### □必要な添付書類

- ①家屋の登記簿の謄本・抄本や請負契約書、新築または購入の年月日と床面積、取得価額を明らかにする書類またはその写し
- ②住民票の写し
- ③金融機関などから交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末現在高等証明書」。これは、住宅に入居した年以後、4年間の各年において必要です。

#### □控除額の計算

$$\left( \frac{\text{民間金融機関などからの借入金} + \text{公的機関などからの借入金} \times \frac{1}{2}}{\text{の年末残高} + \text{の年末残高}} \right) \times 1\%$$

※民間金融機関などからの借入金から計算し、合計額が2,000万円が限度

### 控除額の計算例

**Q** 私は、2,200万円の住宅（土地代は含まない）を、住宅金融公庫からの借入金と銀行ローンで新築しました。年末現在の借入金残高

**A** 民間借入金の残高と公的借入金の残高の合計額は2,000万円を超えることができません。超えた場合は、まず民間融資分を充て、2,000万円までに余裕があれば公的融資分を充てます。

は、公庫融資分が1,200万円、銀行ローン分が900万円の合計2,100万円です。控除額はどのように計算すればよいのでしょうか。

したがって、あなたの場合、銀行ローンの900万円と公庫融資のうちの1,100万円が対象となるわけです。控除額は次のように計算され、14万5,000円になります。  

$$(900万円 + 1,100万円 \times \frac{1}{2}) \times 1\% = 14万5,000円$$



新潟税務署/☎229-2151

新潟市営所通2

市役所税務課/☎373-2111

市民税係 (☎244)

無料税務相談/隔月1回・市役所。

日程時間、会場は広報しろねに掲載

2月12日(金) 午前10時～午後3時・市民相談室で実施

税金のことならなんでも気軽にご相談ください

**車での来署はご遠慮ください**

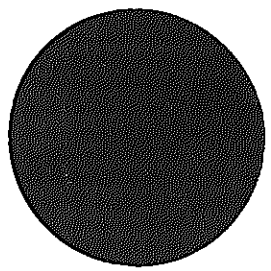
新潟税務署では、納税相談会場の混雑を避けるため、3月31日までプレハブ会場を設置しています。このため、駐車場のスペースがありませんので、車での来署はご遠慮ください。

税務署から

- ①農業、商業、工業、サービス業などの事業所得があった人
- ②給与以外に地代、家賃、配当、譲渡などの所得があった人
- ③2か所以上から給与（年金、恩給を含む）を受けた人

### 申告の必要な人

今年の1月1日現在、白根市に住み、62年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか1つに当てはまる人。



税の申告  
2月16日～3月15日

### 主な控除の税制改正前後の比較

税 率	所 得 税		市 民 税		
	61年分	62年分	62年度	63年度	
	15段階	12段階	13段階	7段階	
	税率構造の緩和		税率構造の緩和		
基礎控除	—	—	26万円	28万円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	33万円	38万円	26	28
	同居特別障害者配偶者	47	52	34	36
	老人の控除対象配偶者	39	44	27	29
	配偶者特別控除	0	11.25	0	14
扶養控除	老人扶養親族控除	—	—	27	29
	同居老人親族扶養控除	—	—	31	33
	同居特別障害者扶養控除	—	—	34	36
その他の扶養親族	—	—	26	28	
白色専従者控除	一般	45	45	45	45
	配	45	60	45	60

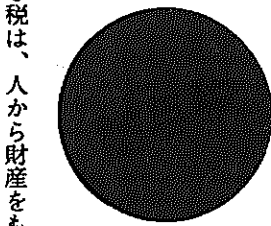
- ④所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い、内職者、日雇い者など
- ⑤市に給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人
- ⑥62年分の年末調整で控除を受けなかった、扶養控除や医療控除を受けようとする人
- ⑦62年に中途退職した人

### 申告をしなくてもよい人

①所得税の確定申告をした人  
 ②給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人

贈与税は、人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。贈与税の基礎控除は60万円です。贈与税の基礎控除は60万円です。贈与税の申告をしなくてはなりません。

贈与税の申告期間は、2月2日から3月15日までです。



**償還資産の申告**

申告期限は1月31日までですが、まだ申告の済んでいない人は、市役所税務課で手続きをしてください。

**大規模な増減の申告書の提出**

農業所得のある人には、事前健康保険料の9期分と10期分を残すだけとなりましたが、未納の市税があったら、早めに納めてください。やむをえない事情で納められない人は、市役所税務課に相談してください。

**今月の納税**

□国民健康保険税(9期) 納入期限は2月29日です。忘れずに納めましょう。

**お忘れなく**